

工学部・保健医療学部・未来デザイン学部 ・公衆衛生看護学専攻科

定期試験について

1. 受験上の注意

試験に際しては、「試験施行細則」第4条に定められている、下記の事項を守らなければなりません。これを無視して受験した場合は、当該科目を失格とするばかりでなく、**『60日以上は無期限停学』**といった嚴重な処分を受けることとなりますので注意してください。試験中は、常に監督者の指示に従ってください。

- 1) 試験場へは定刻までに定められた試験室に入室し、指示された場所に着席すること。
- 2) 受験者は、写真の部分を上にして、学生証を机の上に提示すること。
- 3) 次のもの以外は、机の上あるいは中に置かないこと。
 - ・学生証（ケース等から出しておくこと）
 - ・筆記用具（ペンケースから出しておくこと）
 - ・時計（時計機能のみを有するもの）
 - ・指定された持込用具や持込資料
 - ・眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）上記以外のものの使用を希望する者は、試験開始前に監督者に許可を受けること。また、カバン、コート等の手荷物は隣の座席の上あるいは自分の座席の下に置くこと。
- 4) 試験中、用具（鉛筆、消しゴム、定規等）の貸借行為は認めない。やむを得ない場合は、監督者の許可を受けなければならない。
- 5) ノート・参考書等の参照が許されている場合には、必ず自分のものを使用すること。貸借は不正行為とみなす。
- 6) **携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切った上でかばん等にしまうこと。身に付けたり、使用したりした場合は不正行為とみなす。**
- 7) 遅刻及び途中退室の許可時間は試験によって異なるので、監督者の指示に従うこと。
- 8) 机面が悪い等の理由により、下敷きを使用したいときは、監督者の許可を受けること。
- 9) 試験中、質問がある場合は挙手すること。
- 10) 答案は、監督者の指示に従って提出すること。
- 11) 答案提出後に退室した者は、監督者が退室するまで入室することを禁ずる。

2. 不正行為について

- 1) 試験に際し、不正行為があった場合は、当該科目を失格とする
(履修規程第13条)
- 2) 学生で、本学の学則及び諸規定に違反し、又は、その他学生としての本分に反する行為をした者に対しては懲戒を行う
(学則第64条)

以上のように、定期試験の実施に際しては厳正な対応をとりますので、不正行為のないようにしてください。

3. 受験方法

- 1) 履修科目を受験する場合
指定された試験室へ行き、入口に掲示された配席表で自分の座席番号を確認し、黒板に掲示された配席表を確認のうえ、指定された席で受験すること
- 2) 再履修科目を受験する場合
再履修している下級学年のクラスの試験室へ行き、配席表で座席を確認し、受験すること
なお、再履修等で科目担当教員が異なる場合は、講義で出席しているクラスで受験すること

4. 入室許可審査室

場所：G棟1階教務課事務室

学生証を忘れた場合、上記審査室で入室許可証の発行を受けること
(発行当日のみ有効です)
また、学生証を紛失したときは、学生課で再交付の手続きをすること
その他不明な点は教務課で確認すること